

2023年3月14日号(令和5年) 第3808号週刊

購読の
お申し込みは **0120-155103**

Web版はこちらへ

ホームページ <https://www.jutaku-s.com>

住宅新報



ケータイは
こちらから

検索

全国の読者とともに75年

創刊 75th ANNIVERSARY 住宅新報



物流不動産ビジネス・コンサルティング
物流ドクター・コンサルの現場から
イーソーコ総合研究所代表取締役
出村亜希子

物流業では、条件のよい
荷物があつたら、現在入れ
ている荷物を高積みした
り、他の区画に移動した
り、他の倉庫へお願いした
り、普通借は借主優位の契
り（再寄託）してスペース
でむら・あきこ・富山県出身。奈
良女子大学大学院修了。一級建築
士、宅地建物取引士。不動産コンサ
ルティングマスター。15年より(株)
イーソーコ総合研究所代表取締役。
著書に「築古「ビル・倉庫」のリノ
ベーション・コンバージョン計画実
務資料集」(総合ユーロム株・共著)

倉庫を所有する物流会社から「先々代から長年貸しているため、契約状況が分からない」「契約内容が古いので見直しをしたい（値上げしたい）」といった相談をもらいます。あると

き、物件の収益を高めるため、昔からの契約により破格の条件で賃貸しているテナントを立ち退かせたいとの相談がありました。契約内容を確認すると、普通借家契約（普通借）だったため、簡単には解約できない状況でした。ご存じの通り、普通借は借主優位の契り

約です。貸主は正当事由がない場合は解約の申し入れもできず、また、更新時も借主からの更新の意向を拒めないので見直しをしたい（値上げしたい）といつた相談をもらいます。あるとき、物件の収益を高めるため、昔からの契約により破格の条件で賃貸しているテナントを立ち退かせたいとの相談がありました。契約内容を確認すると、普通借家契約（普通借）だったため、簡単には解約できない状況でした。ご存じの通り、普通借は借主優位の契り

イーソーコ総合研究所代表取締役
ケーススタディ

第12回

定借への切り替え進む

を生み出すのはごく一般的な行為です。物流企業の中には、テナントを荷物と同様に考えて、安易に普通借で結んでいる事例が多く見られます。荷物は柔軟に出し入れができますが、普通借のテナントはそうはできません。移転補償や業補償として高額な立ち退き料が必要になることも少

なくありません。

物件では、かつては5年以上、最低1フロアからの契約が通例でしたが、テナントが通例でしたが、テナントは2〜3年と互いに歩み寄る形で、いまや2〜5年、フロアの分割賃貸も珍しくありません。また、近年では、

従来の普通借家契約においては種々の課題が指摘され、新たに作られたのが期間を定めた「定期建物賃貸制度」です。2000年施行でまだ歴史は浅いのですが、現在多数供給されているファンデマルチテナント型物流不動産は、定期建物賃貸契約（定借）が基本となっています。契約期間や収益見通しが明確になる」とから、REIT（不

一定期間の賃料の支払いを免除するフリーレントや、貸主の同意のもと賃貸面積の一部を転貸する事例も見られるなど、総じて契約形態の軟化が進んでいます。

最初から定借の条件でいるアンドのマルチテナ居するのであればよいのですが、普通借から定借への切り替えは、なかなか難しいものです。テナントが設備投資をするとさや増床す

動産投資信託）に組み込みやすく、テナントにとっても合理的な経営判断ができるメリットがあります。定借の内容も、ファンデーションなどの設備投資を行った際にも、定借の契約形態が通例でしたが、テナントは相性がよく、貸主の許可を得やすくなると共に、借主も投資の判断がしやすくなり、多くの案件で定借を採用しています。また、ベンチャー企業など与信の判断が難しいテナントの場合、1年の定借を結ぶことでリスクを抑えるといった活用もできます。一方、契約形態は需給バランスによるため、借り手市場においては、一部、普通借へ逆行の動きもあり、今後も注視していきたいところです。